



# News Letter

## 仙台市成年後見総合センターだより

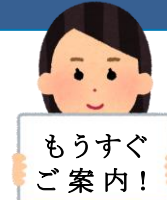
Vol.2

R6/1/10 発行

仙台市成年後見総合センター（発行元）

〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目 12-2 仙台市福祉プラザ 7階

TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457



Coming Soon!

### ☆ 福祉関係者向け研修「よくわかる！これからの成年後見制度」

国の成年後見制度利用促進計画によって、成年後見制度や権利擁護支援を必要とする方が必要な時に必要な支援につながるよう、地域ごとの権利擁護支援ネットワークづくりがすすめられています。

そのため、今、地域の身近な各相談窓口では、成年後見制度や権利擁護支援に係る相談対応を適切に行うことが、これまで以上に求められてきています。

そこで、本センターでは、市内の福祉・医療の相談支援に係る各関係機関（保健福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、福祉施設、病院など）を対象として、成年後見制度利用促進計画の最新動向や成年後見総合センターの機能紹介、後見申立ての実際などを取り上げた研修を、下記のとおり開催することといたしました。関係者の方々は是非ご参加ください。

#### ○ 日時及び内容（予定）

【第1回】令和6年2月27日（火）午後1時30分～午後4時30分

「相談支援窓口で役立つ基礎から応用、最新動向まで（仮）」

講師 弁護士 工藤清史 氏（仙台弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長） 他

【第2回】令和6年3月 4日（月）午後1時30分～午後3時15分

「家庭裁判所の役割と申立てのイ・ロ・ハ（仮）」

講師 仙台家庭裁判所 後見センター書記官（調整中）

#### ○ 開催形式 Web形式

※ 詳細につきましては、1月下旬頃に、電子メール等にてご案内(仙台市社協 HP にも掲載予定)します。

### ☆ 「市民のための成年後見基礎講座」を開催しました

一般市民の方々が、成年後見制度をもっと気軽に学べ、身近に感じられるよう福祉プラザを会場に11月4日（土）と11月11日（土）の2日間、標記講座を開催しました。

第1回目は、弁護士 及森善弘氏により、**成年後見制度の基礎**について、第2回目は、司法書士 及川繁氏および司法書士 佐藤昌江氏により、**任意後見制度**について、それぞれ制度の基本について事例を交え丁寧に説明いただきました。両日ともに定員を超える申込みがあり、市民の方々が後見制度に寄せている関心の高さがうかがえました。

また、それぞれ講話終了後に「情報コーナー」を設け、弁護士や司法書士など各専門職や、市民後見人、本センターが、参加者からの簡易な相談等に直接応じ、多くの方にご利用いただきました。

#### 参加者の傾向 ※アンケートより

- ・年代：「60代」又は「70代」が約6割
- ・家族構成：「1人」又は「2人（配偶者と同居）」が約6割
- ・参加理由：「自身の将来への備え」が最多



【講座当日の様子】



「将来の備え」として後見制度へ関心はあるものの、具体的な相談には至っていない方の参加が多く、今後の制度の適切な活用促進に向けて、市民にとって身近な相談先の存在の重要性を強く感じました。

## ☆ 市民後見人の活動について

市民後見人の方々は、後見活動だけでなく、成年後見制度や市民後見人について、より多くの方に理解していただくようPR活動にも積極的に取り組んでいます。

今年度は、本センターと協働で市民後見人の活動を紹介するオリジナルのチラシを作成し、「福祉プラザまつり」の情報コーナーにおいてパネル展示や同チラシの配布を行いました。



【パネル展示の様子】

### ◆市民後見人とは◆

「弁護士や司法書士などの資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」(日本成年後見法学会)です。本市では、本センターが開催する所定の養成講座終了後、仙台市社協に名簿登録された方で、且つ家庭裁判所により成年後見人等に選任された方となります。

本人が安心して生活できるよう、同じ市民の目線で寄り添い、きめ細やかに支える後見活動しています。令和5年12月末現在、市民後見人登録者は25名(内受任者11名)となっています。

## ☆ 出張講話をご活用ください

本センターでは、成年後見制度の普及啓発を目的に、制度のなりたちや利用の必要性を考える際のポイント、成年後見人等の役割などを中心に、参加対象者に応じた内容を1時間程度でお話しています。

今年度は、地域包括支援センター主催の権利擁護研修会、区の精神保健福祉家族会や民生委員児童委員協議会高齢福祉部会研修会等において講話を行いました。



成年後見人等候補者として市民後見人をご検討される場合や、出張講話の依頼などのお問い合わせは、下記の本センター相談窓口までお気軽にご連絡ください。

## ☆ 権利擁護、成年後見制度に係るご相談をお受けします

### ◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

【電話番号】 022-223-2118

【対象地域】 仙台市内在住の方

- 当事者の方に限らず、関係機関の方々からのご相談もお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 本センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行いません。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられる様、「専門職アドバイザー」を配置しています。

まずは、お電話  
でお問い合わせ  
ください。



- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えて下さる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

専門的な内容を含む相談については、必要に応じ「専門職アドバイザー※」の助言を得て対応しています。関係機関の方からの相談も受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。※弁護士、司法書士、社会福祉士

### ※ 専門職アドバイザーを活用した相談対応一例

#### ＜相談概要＞～当事者の相続に係ること～

知的障害のあるAさんは、Aさんのおじさんが亡くなったことを機に親族間の相続財産争いに巻き込まれそうになりました。Aさんのお父さんは、Aさんがこの争いに巻き込まれないよう相続放棄をしたいと考えています。この場合、成年後見制度の利用は必要でしょうか。また、Aさんのお父さんはAさんの後見人になることはできるでしょうか。



#### ＜対応概要＞

親族間の紛争がある場合、後見制度の申立が必要となることが多く、その際の後見人には、弁護士が選任される可能性が高いと思われます。また、仮に後見人が選任された場合は、本人の利益となる相続を放棄することは認められにくいと思われます。

